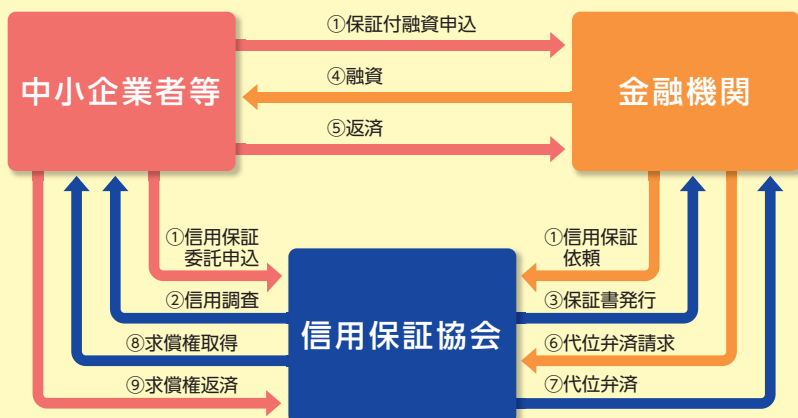


**【信用保証協会とは】**

信用保証協会は、中小企業者等が事業に必要な融資を受ける際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

現在、信用保証協会は各都道府県および4市に計51協会が設立されています。

※当協会は、平成25年度末時点で約5万の県内中小企業者の皆さまにご利用いただいております。



**【経営支援情報のお知らせ】**

当協会では、保証による支援以外にも、以下の経営支援サービスを提供しています。ぜひご利用ください。

- ①COMMON-MSS\*による財務診断
  - ②事業計画・資金計画の策定支援
  - ③外部専門家(中小企業診断士・公認会計士・弁護士)の派遣による専門的見地からの経営課題へのアドバイス
- ※COMMON-MSSは、決算書2期分の財務データに基づき、企業の「現状」と「将来」について把握することができる経営診断ツールです。

経営支援サービスの詳細につきましては、経営支援室(078-393-3920)までお問い合わせください。



# 新規保証 キャンペーン

## スタートⅡ

- ①保証料率を大幅割引(平均20%割引)
- ②保証金額最大2億8,000万円、保証期間15年以内まで利用可能  
⇒幅広い資金ニーズに対応
- ③中小企業会計割引・有担保割引の適用で、さらに保証料率の割引が可能



**実施期間** 平成27年3月31日(火)まで

**【当協会のお問い合わせ・相談窓口】**

お問い合わせ・相談窓口	電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
経営支援室 創業・経営支援課	078-393-3920	兵庫県下全域(創業および経営支援業務に関すること)
神戸事務所	保証相談一課	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	尼崎市
	保証相談二課	西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路支所	保証相談一課	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所	0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所	079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡

### 創業支援

- ①「創業関連保証」による支援
  - ・保証料率を0.4%引き下げ(1.0% ⇒ 0.6%)
  - ・創業5年未満の中小企業者を支援対象
  - ・期間10年、1,000万円まで対応可能
- ②保証協会職員が創業計画や資金計画の相談にも対応
- ③制度融資の併用が可能

### 新事業展開支援

- ①新事業展開を支援する次の4つの特例保証の保証料率を0.1%引き下げ(0.7% ⇒ 0.6%)
  - 「経営革新関連保証」「異分野連携新事業分野開拓関連保証」「地域産業資源活用事業関連保証」「農工商等連携事業関連保証」
- ②希望により保証協会職員が財務診断や将来収支等のシミュレーションを提供
- ③制度融資の併用が可能



# チャレンジサポート キャンペーン

ホームページアドレス <http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>



各表は制度の概要であり、詳細につきましては、各事務所・支所の相談窓口までお問い合わせください(相談窓口は裏表紙をご覧ください)。

# スタート II

## 新規保証 キャンペーン

### 第2回ひょうご新規応援保証「スタート」(愛称:スタートII)

対象者	保証申込時点で当協会の保証付融資残高が無い中小企業者																																										
保証限度額	個人・法人 2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) ※一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																										
資金用途	事業資金																																										
保証期間	15年以内(据置期間1年以内)																																										
貸付形式	証書貸付																																										
返済方法	原則として、元金均等分割返済																																										
貸付利率	金融機関所定利率																																										
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																										
担保	必要に応じて提供していただきます。																																										
保証料率	<p>経営状況に応じて決定(下表参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="9">貸借対照表あり</th> <th rowspan="2">貸借対照表なし</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.70%</td> <td>1.50%</td> <td>1.30%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> <td>0.77%</td> <td>0.61%</td> <td>0.45%</td> <td>0.31%</td> <td>0.92%</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td>10.5%</td> <td>14.3%</td> <td>16.1%</td> <td>18.5%</td> <td>20.0%</td> <td>23.0%</td> <td>23.8%</td> <td>25.0%</td> <td>31.1%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通常の保証料率から平均で20%割引いた料率を適用しています(割引率は小数点第2位以下を四捨五入しています)。 ※会計処理に関する割引制度および有担保割引制度の適用が可能です。</p>	区分	貸借対照表あり									貸借対照表なし	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%	割引率	10.5%	14.3%	16.1%	18.5%	20.0%	23.0%	23.8%	25.0%	31.1%	20.0%
区分	貸借対照表あり									貸借対照表なし																																	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																		
保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%																																	
割引率	10.5%	14.3%	16.1%	18.5%	20.0%	23.0%	23.8%	25.0%	31.1%	20.0%																																	

## ~信用保証をご利用ください~ 信用保証は、中小企業のほとんどの方にご利用いただけます 信用保証の対象となる、所在地・企業規模・業種にかかる要件は、次のとおりです。

### ■所在地

《個人》現に住している住所または事業所を兵庫県内に有している方  
《法人》事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している方

### ■企業規模

個人・法人で、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が以下に該当している方

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、運送・倉庫業、建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

### ■業種

商工業のほとんどの業種(中小企業信用保険法施行令で定める業種)でご利用いただけます。

※ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等については対象となりません。  
また、業種に関わらず、反社会的勢力は対象となりません。  
※許認可等が必要な事業を営んでいる場合は、その許認可等を受けていることが必要です。

ご利用にあたっては所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

# 創業支援

## チャレンジサポート キャンペーン

### 創業関連保証

対象者	適正な事業計画を持って県内で新規に事業を展開する次の①~④の方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方または2か月以内に会社を設立する方 ②事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ④分社化を計画する会社または設立後5年未満の分社化された会社		
保証限度額	1,000万円(再挑戦支援保証を含む)		
資金用途	運転資金および設備資金		
保証期間	10年以内(据置期間1年以内) ※制度融資を併用する場合は、制度要綱の定めによります。		
貸付形式	証書貸付	返済方法	均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率 ※制度融資を併用する場合は、制度要綱の定めによります。		
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要	担保	不要
保証料率	年0.6%		
その他	経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する際の事業資金に対応する「支援創業関連保証」についても、本キャンペーンの対象となります(詳細につきましてはお問い合わせください)。		

# 新事業展開支援

## チャレンジサポート キャンペーン

### 新事業展開支援

	経営革新関連保証	異分野連携新事業分野開拓関連保証	地域産業資源活用事業関連保証	農商工等連携事業関連保証
根拠法	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
対象者	各根拠法に基づく事業計画の認定を受け、同計画に従った事業を実施する中小企業者			
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) ※ただし、無担保保険・普通保険の特例枠			
資金用途	運転資金および設備資金			
保証期間	運転資金:原則として5年以内(据置期間1年以内) ※制度融資を併用する場合は、制度要綱の定めによります。 設備資金:原則として7年以内(据置期間1年以内)			
貸付形式	証書貸付	返済方法	均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定利率 ※制度融資を併用する場合は、制度要綱の定めによります。			
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要			
担保	8,000万円を超える場合は、原則として提供していただきます。			
保証料率	年0.6%(有担保割引なし) ※責任共有対象の場合			